

平成25年度第1回新居浜市放置自動車廃物判定委員会議事録

1. 日 時 平成26年1月23日(木) 14:00~14:20
2. 場 所 市役所23会議室
3. 出席者 委 員 : 横井俊幸副委員長、鎌田慶宣委員、永易英寿委員
酒井築郎委員、明石貴美子委員、佐々木利美委員
事 務 局 : 横川環境部長、本田ごみ減量課長、中西副課長、神田係長
都市計画課 : 小山課長、森田係長、小野主任
農林水産課 : 園部係長
スポーツ文化課 : 佐藤副課長

議 事

1. 廃物認定の経過説明

「新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第15条第2項の規定に基づき、平成25年12月3日に市長が廃物と判断し、同条第3項に基づき平成25年12月5日付け廃物告示し、同条例施行規則第11条第2項の規定により廃物認定を行った放置車両1台について、都市計画課から廃物認定に至る経過報告を行った。

2. 放置車両の現況

事務局より、条例施行後の市内放置車両の状況は、319台の放置車両について、撤去指導等による自主撤去196台、市での撤去120台、合計316台が撤去となり、残り3台が調査・指導中の状態となっている現況等を説明。

その後、施設管理課である都市計画課、農林水産課、スポーツ文化課より放置車両の現在の所有者等の調査、処理状況の詳細を説明。

4. その他

【質問】 放置車両の調査はプライバシーの問題があり難しいと思うが、放置車両の税金の納付状況はどうなっているのか

(事務局) 自動車税は県税のため市では調査できませんが、スポーツ文化課より報告した原動機付自転車は市税なので市民税課へ納付状況を確認しております。所有者行方不明のため納税通知書は公示送達されております。

【意見】 今後も、放置車両の調査をよろしく願いたい。

【結論】 ○全会一致で、廃物認定の経過報告を承認する。

○次回の委員会は、平成26年5月開催予定である。